

老 健 局

# 地域包括ケアシステムについて



## 【地域包括ケアの5つの視点による取組み】

地域包括ケアを実現するためには、次の5つの視点での取組みが包括的(利用者のニーズに応じた①～⑤の適切な組み合わせによるサービス提供)、継続的(入院、退院、在宅復帰を通じて切れ目ないサービス提供)に行われることが必須。

### ①医療との連携強化

- ・24時間対応の在宅医療、訪問看護やリハビリテーションの充実強化
- ・介護職員によるたんの吸引などの医療行為の実施

### ②介護サービスの充実強化

- ・特養などの介護拠点の緊急整備(平成21年度補正予算:3年間で16万人分確保)
- ・24時間対応の定期巡回・随時対応サービス創設など在宅サービスの強化

### ③予防の推進

- ・できる限り要介護状態とならないための予防の取組や自立支援型の介護の推進

### ④見守り、配食、買い物など、多様な生活支援サービスの確保や権利擁護など

- ・一人暮らし、高齢夫婦のみ世帯の増加、認知症の増加を踏まえ、様々な生活支援(見守り、配食などの生活支援や財産管理などの権利擁護サービス)サービスを推進

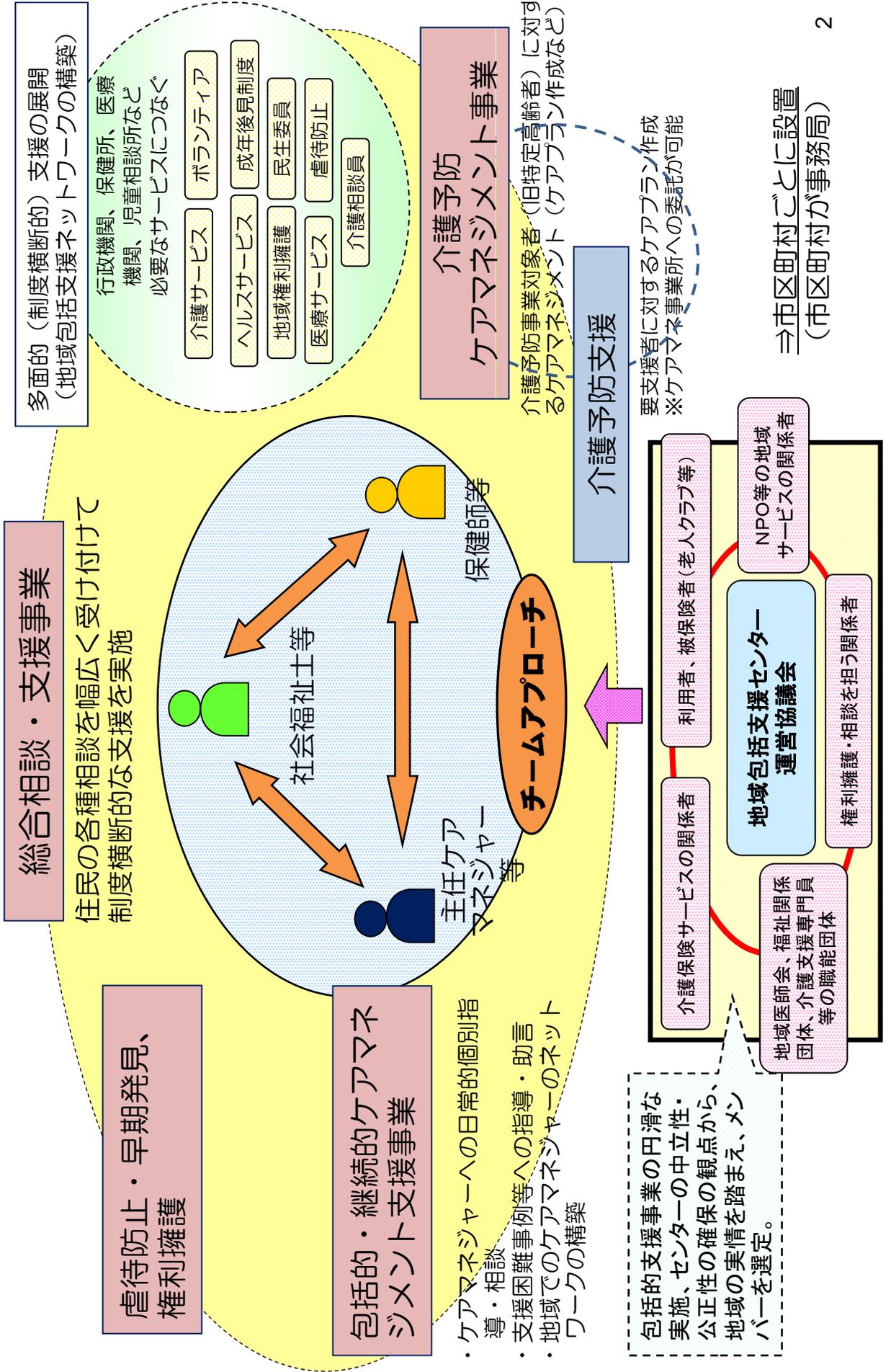
### ⑤高齢期になっても住み続けることのできる高齢者住まいの整備(国交省と連携)

- ・一定の基準を満たした有料老人ホームと高専賃を、サービス付高齢者住宅として高齢者住まい法に位置づけ

# 地域包括支援センターの業務

■ : 包括的支援事業 (地域支援事業の一部)

■ : 介護予防支援 (保険給付の対象)



包括的支援事業の円滑な実施、センターの中立性・公正性の確保の観点から、地域の実情を踏まえ、メンバーを選定。

⇒市区町村ごとに設置 (市区町村が事務局)

## 地域包括支援センターの設置状況

- 地域包括支援センターの設置数は約4,100カ所であり、全ての保険者に設置されている。  
また、ブランチ・サブセンターを合わせると設置数は約7,100カ所となる。
- 地域包括支援センターの設置主体は、直営が約3割、委託が約7割となっている。

### ◎地域包括支援センターの設置数

地域包括センター設置数	4,145カ所
ブランチ設置数	2,569カ所
サブセンター設置数	369カ所
センター・ブランチ・サブセンター合計	7,083カ所

※地域包括支援センターは全ての保険者（1,575保険者）に設置されている。

※ブランチ：住民の利便性を考慮し、地域の住民から相談を受け付け、集約した上で、地域包括支援センターにつなぐための窓口

※サブセンター：地域包括支援センターの支所として、地域包括支援センターの一部を行うもの

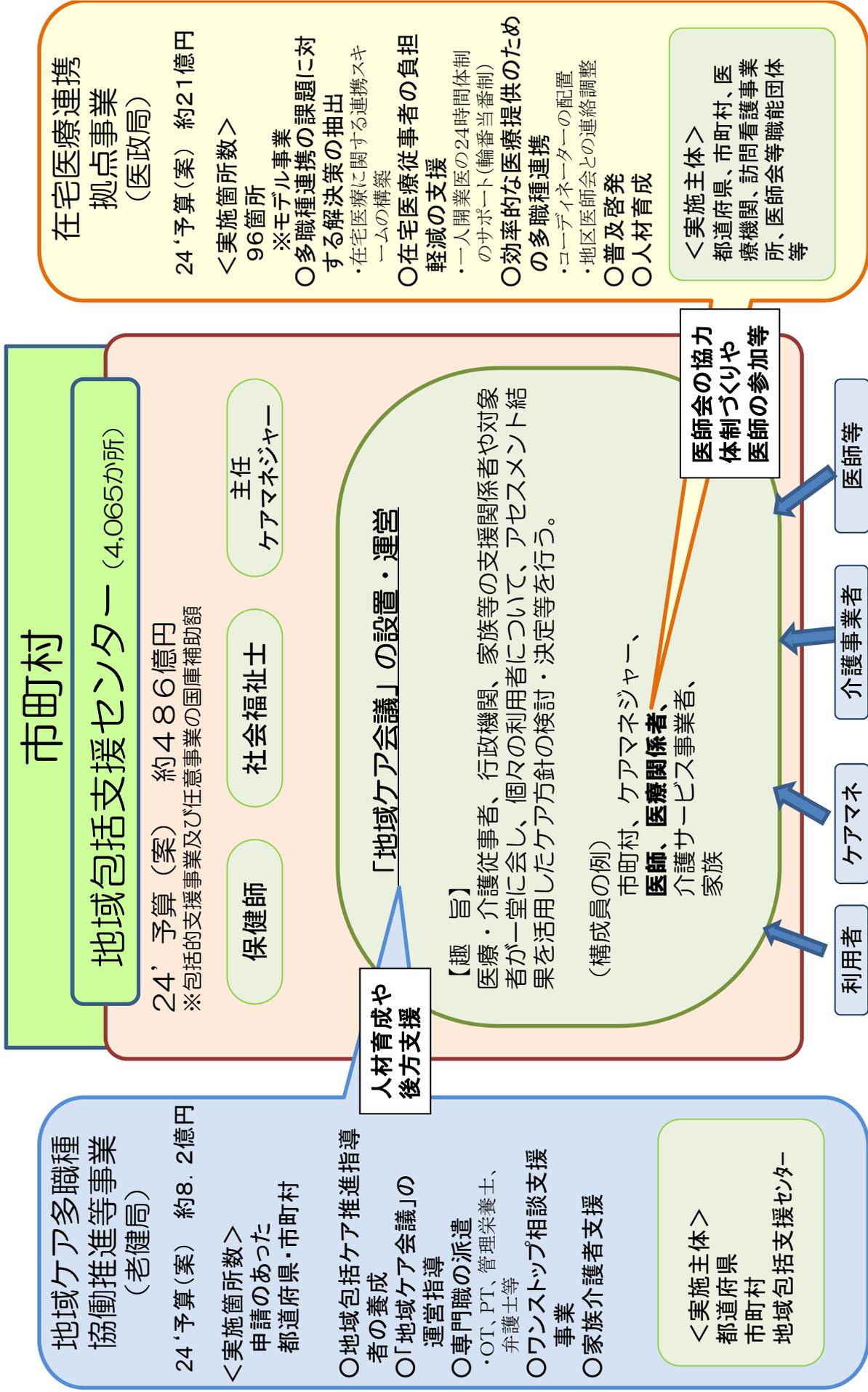
出典：厚生労働省調べ（平成23年4月末現在）（※速報値）

### ◎地域包括支援センターの設置主体

設置主体	箇所	割合
<b>直 営</b>	<b>1,239</b>	<b>29.9%</b>
うち広域連合等の構成市町村	114	2.8%
<b>委 託</b>	<b>2,893</b>	<b>69.8%</b>
社会福祉法人(社協除く)	1,544	37.2%
社会福祉協議会	553	13.3%
医療法人	493	11.9%
社団法人	91	2.2%
財団法人	69	1.7%
株式会社等	65	1.6%
NPO法人	25	0.6%
その他	53	1.3%
無回答	13	0.3%
計	4,145	100.0%

出典：厚生労働省調べ（平成23年4月末現在）（※速報値）

# 地域包括ケア体制について (平成24年度予算(案)関係)



※ 地域包括支援センター及び在宅医療連携拠点の連携については、地域の実情により柔軟に行うこととする。